

九州厚生局地域共生セミナー

【基調講演】

介護保険制度等を活用した  
高齢者の移動支援の仕組みづくり

政策研究事業本部 社会政策部長  
主任研究員 鈴木俊之

---

# I. なぜ、介護保険で移動支援を行うのか？

# こんなこと、ありませんか？ ～自分らしい生活の実現と移動手段の必要性～

身体・認知機能の低下により、自家用車が運転できなくなる、  
家族から運転しないように言われる。(夫が運転できなくなり、妻も外出が困難に。)



趣味のための外出だけでなく、買い物や通院なども困難に。  
家に閉じこもりがちになり、身体・認知機能がさらに低下。

ここで何か  
できませんか？



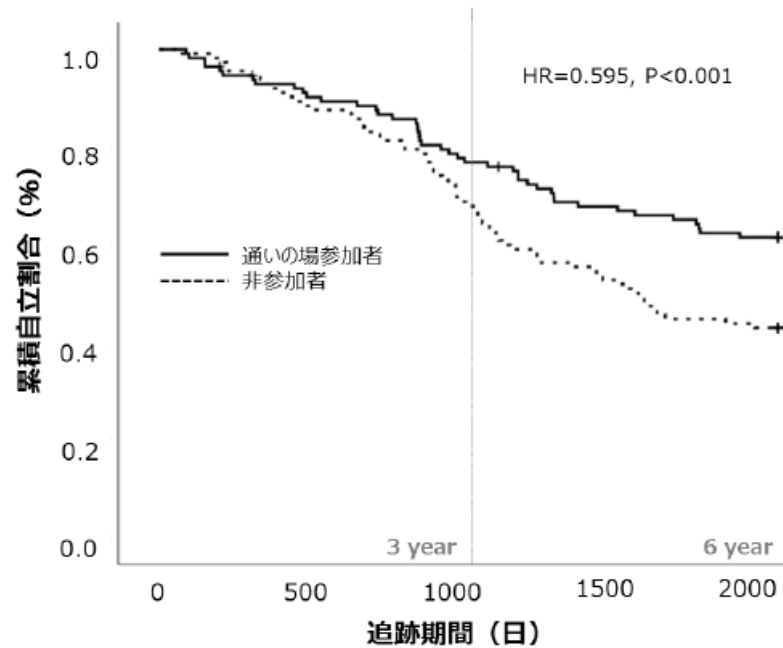
要支援・要介護認定を申請し、  
「送迎により」デイサービスへ通うように。



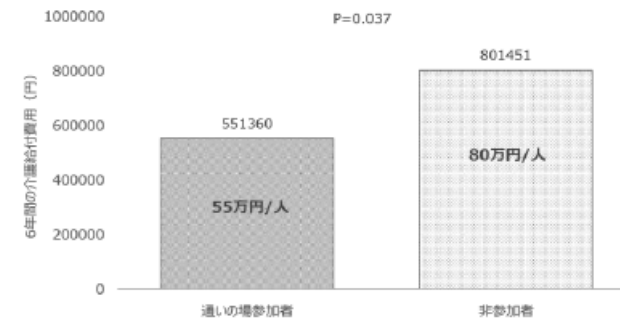
- ・要支援・要介護認定の前に、「閉じこもりがち」になることを防げなかったのか？
- ・送迎の整ったデイサービス以外に、お出かけの選択肢はないのか？
- ・通いの場や通所型サービスは、「場」があるだけで利用できるのか？

# 通いの場（会食・喫茶・趣味）の効果

- 京都府伊根町での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- 分析対象者の中で、通いの場（会食・喫茶・趣味）への参加していた高齢者は113名（78.7±5.3歳）であり、傾向スコアを用いて比較対象のコントロール群113名（78.7歳）を抽出。
- 通いの場は週に1回程度の頻度で開催。ベースライン調査年度に1回以上通いの場へ参加された方を参加者と定義。
- アウトカムは追跡期間（6年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（6年）。



図：要支援・要介護認定の抑制効果



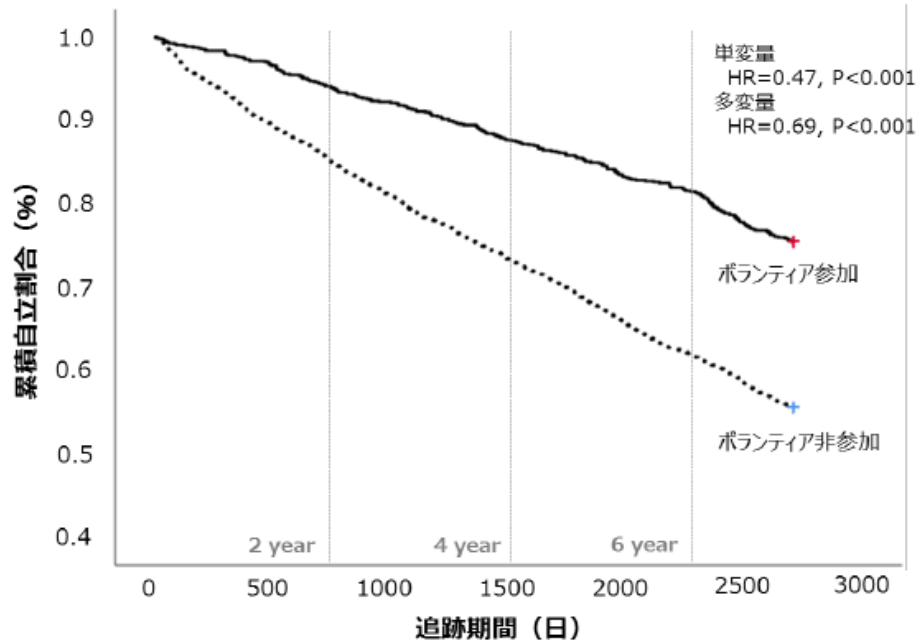
上図：通いの場の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- 3年経過時点では参加者と非参加者の自立割合に差は認められないが、その後緩やかに効果が出現し、6年経過時点では2群間で有意な差が認められた。
- 介護給付費用の比較でも通いの場参加群で有意に抑制されており、介護予防・社会保障抑制効果があったといえる。

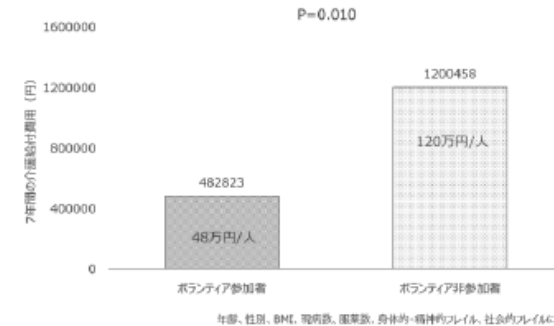
出所：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」  
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

# ボランティアの効果

- 滋賀県米原市での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- 分析対象者の中で、ボランティアへの参加（自己申告）していた高齢者は965名（72.3±5.3歳）であり、非参加者は5623名（75.6±6.7歳）
- アウトカムは追跡期間（7.5年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（7年）。
- 単変量解析と年齢、性別、BMI、現病数、服薬数、身体的・精神的フレイル、社会的フレイルにて調整した多変量解析にて検討。



図：要支援・要介護認定の抑制効果



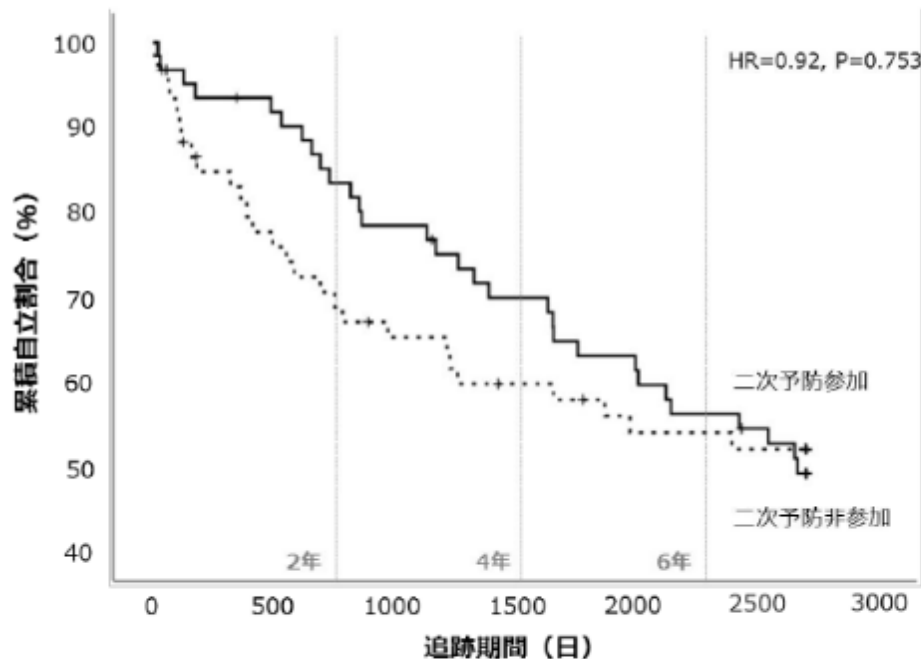
上図：ハイリスク介入の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- ボランティア参加者は非参加者と比較して自立割合が高く、介護給付費用も抑制できていた。
- ただし、ボランティアは自己申告であり、頻度や種類などについては把握できていない。

出所：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」  
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

# ハイリスク介入の効果

- 滋賀県米原市での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- 分析対象者の中で、二次予防事業（運動指導が中心）への参加していた高齢者は61名（76.3±5.5歳、女性率59.0%）であり、傾向スコアを用いて比較対象のコントロール群61名を抽出。
- アウトカムは追跡期間（7.5年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（7年）。
- 介護給付費用については、追跡期間中の総額。対象者個々で認定を受けた期間は異なるが（0年から7年まで様々）、それぞれの期間内の総額として分析。



図：要支援・要介護認定の抑制効果

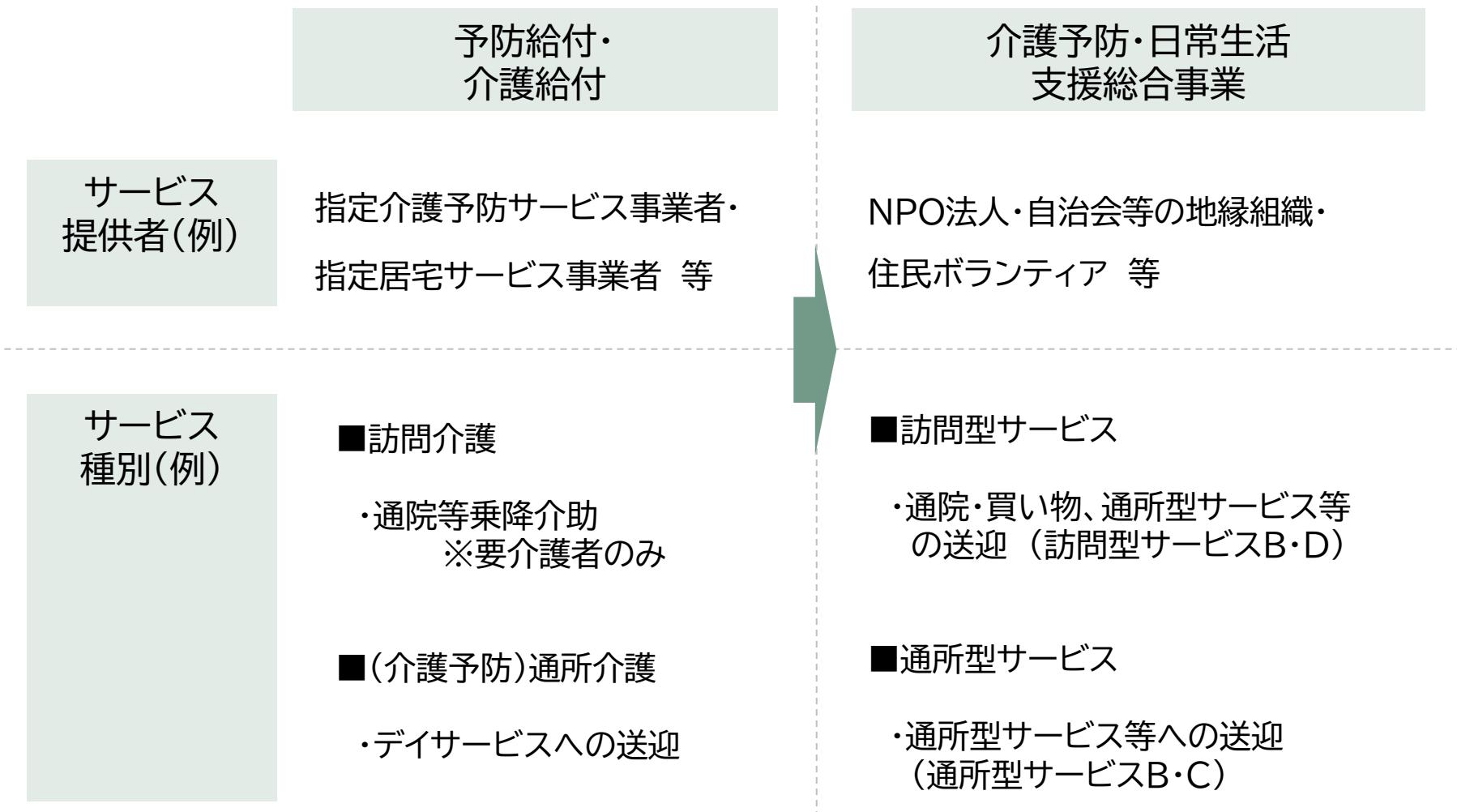


上図：ハイリスク介入の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- 介護予防事業参加後、2年経過時点では参加者、非参加者で自立割合に差が認められるが、6年経過時点では完全に差はなくなっていた。つまり、ハイリスク介入は比較的短期間では効果は認められるが、長期的な要支援・介護認定抑制効果は認められにくいといえる。
- また、介護給付費用についても両群間で差は認められず、長期的には介護給付費用の抑制効果も認められなかった。

出所：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」  
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

# ■ 総合事業により、多様な主体が行う移動支援・送迎の取組支援が可能に



# 高齢者の選択肢の拡大に向けた総合事業の事業評価の推進

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

○法第115条の45の2において、市町村は、定期的に総合事業の実施状況について、調査・分析・評価を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、当該調査・分析・評価事務については、一般介護予防事業評価事業として実施することが可能。

○具体的な評価のあり方については、今後、検討を深めることとしているが、国において実施要綱に示す評価の留意点について、介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理で示された4つの視点を踏まえ、見直しを行う。

総合事業の評価指標の見直しに当たっては、**・高齢者一人一人の介護予防・社会参加・自立した日常生活の継続の推進の状況** **・高齢者の地域生活の選択肢の拡大** **・地域の産業の活性化（地域づくり）** **・総合事業と介護サービスとを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりの4つの観点を盛り込むことが必要であると考えられる。**

## 評価のための前提となる考え方

### 高齢者の視点

- 高齢者の地域での生活や選択（活動）がどのように変化したか
- 高齢者にかかわる活動に地域の多様な主体がどのように関与しているか

### 保険者の視点

#### 人材の視点

- 地域住民などの多様な主体による参画が進み、そこに医療・介護の専門職がゆるやかに関わっているか。

#### 財政の視点

- あらかじめ決められた予算（上限額や介護保険事業計画等）の範囲内で実現できているか

## 総合事業の充実に向けた評価指標の例

### 3つのアプローチ

### プロセス

### アウトプット

### アウトカム

### 最終アウトカム

1

#### 高齢者の選択肢の拡大

- ▶ 生活支援コーディネーターや協議体等による取組実績

- 多様なサービス・活動の種類・数

- 従前相当サービスが位置づけられたプランの割合

2

#### ポピュレーション・アプローチ

- ▶ 出前講座・説明会等の開催数
- ▶ 通いの場の箇所数
- ▶ 体力測定会の開催数
- ▶ 広報活動の回数

- 多様なサービス・活動の参加者数等
- 出前講座・説明会等に出席した住民の数
- 通いの場の参加者数

- 多様なサービス・活動に対する継続参加率
- 社会参加率
- 通いの場の75歳以上高齢者の年代別参加率・継続参加率

3

#### ハイリスク・アプローチ

- ▶ 孤独・孤立等の状態にある高齢者へのアウトリーチ支援の実績等
- ▶ サービス・活動など専門職による支援を想定するサービス・活動の開催回数・参加者数等

- 孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の参加者数
- 想定対象者に占める実際の参加者数
- 参加者の参加前後の生活状況等の変化

- 孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の継続参加率
- 社会参加率
- 参加者の一定期間後の生活状況等

- 調整済み軽度認定率
- 初回認定者の平均年齢
- 在宅継続数・率



# 多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、**多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。**

- ・ 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
- ・ 予防給付時代の制度的分類にとられない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- ・ など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

	従前相当サービス	多様なサービス・活動			その他	
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)		サービス・活動C (短期集中予防サービス)
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス事業者等以外の多様な主体（介護サービス事業者等）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体</li> <li>当該活動を支援する団体</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等</li> </ul>	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの	サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの				
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者・事業対象者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者・事業対象者</li> <li>継続利用要介護者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者・事業対象者</li> <li>継続利用要介護者</li> <li>※ 対象者以外の地域住民が参加することも想定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が增大すると認められる者</li> </ul>		
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* * 身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動</li> <li>介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施</li> <li>高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など</li> <li>* 市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能</li> <li>通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定）</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 5px;">ガイドライン改正</div>			<ul style="list-style-type: none"> <li>対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス</li> </ul>	
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* * 運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる				<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動</li> <li>セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動</li> <li>高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの</li> <li>住民や地域の多様な主体相互の協力で入浴、食事等を支援する活動 など</li> <li>● 送迎の実施</li> </ul>	
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の多様な主体の従事者</li> <li>高齢者を含む多世代の地域住民</li> <li>(有償・無償のボランティア)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有償・無償のボランティア</li> <li>マッチングなどの利用調整を行う者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健医療専門職</li> </ul>		

これらによらないもの

(委託と補助の組み合わせなど)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

# 住民主体のサービス・活動の推進

(サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い)

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

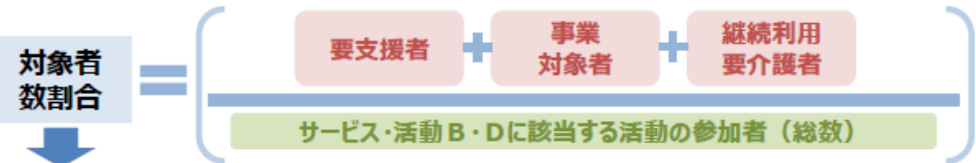
住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

## 補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
  - 活動場所の借上げに要する費用
  - 光熱水費
  - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 \*
  - 支援者のボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)
- \* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

## 総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール



- 対象者数割合が50%以上・・・対象経費の全額を補助等可能
- 対象者数割合が50%未満・・・対象経費の額×対象者数割合を補助等可能

→ 地域の多様な主体による活動の展開が阻害される可能性

改正前

令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。\*

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
  - 活動場所の借上げに要する費用
  - 光熱水費
  - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 \*
  - 支援者のボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)
- \* 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を(定額)補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、(給付の場合の兼務と同様) **対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。  
※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

\*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握(団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能)すること

実施要綱改正後

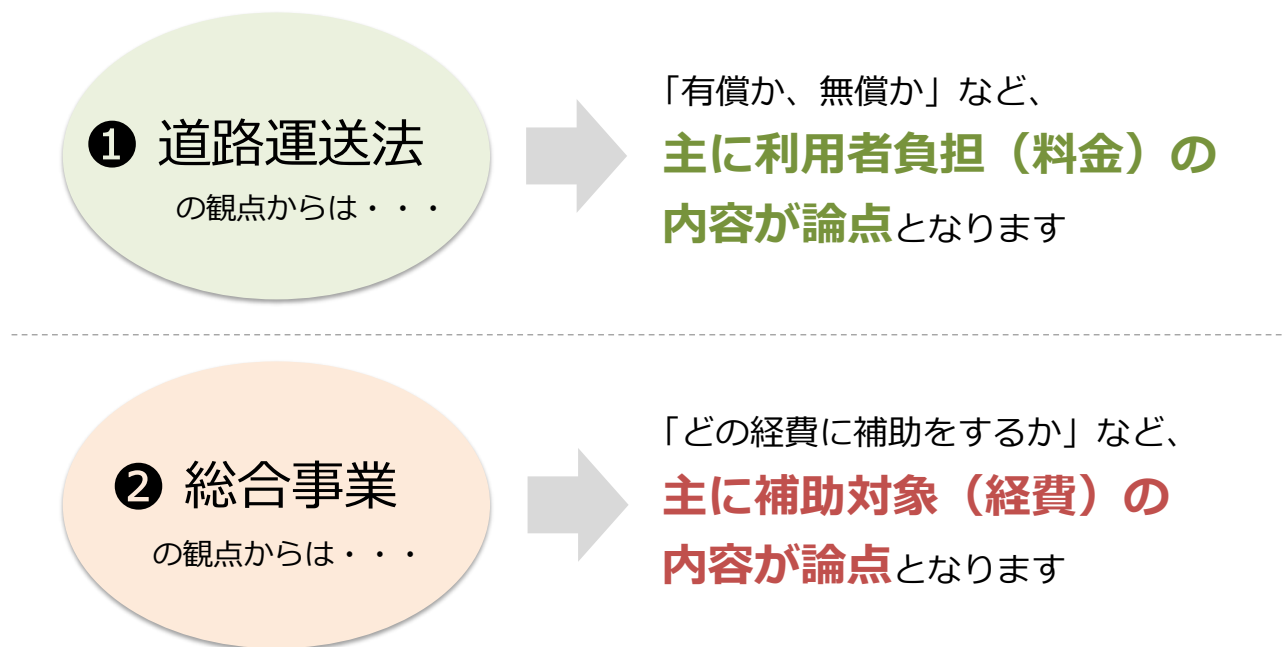
---

## Ⅱ. 総合事業を活用した移動支援の制度等の概要

# ■ 「道路運送法」と「総合事業」の両面からの理解が必要

- 仮に道路運送法に基づく「許可・登録を受けずに」、移動支援・送迎を行おうとした場合、その論点の1つは、移動支援・送迎が「有償であるか否か」、すなわち「利用者等から受け取ることで“有償”とみなされるお金が何か」、「どのような料金であれば受け取っても“有償”とはみなされないか？」です。
- 一方で、「総合事業」は、補助等に用いる財源が、公費と介護保険料で構成されていることから、補助等の対象経費や目的に制約があります。したがって、総合事業の制度に関連する論点の1つは、「何に補助することができるか？」です。

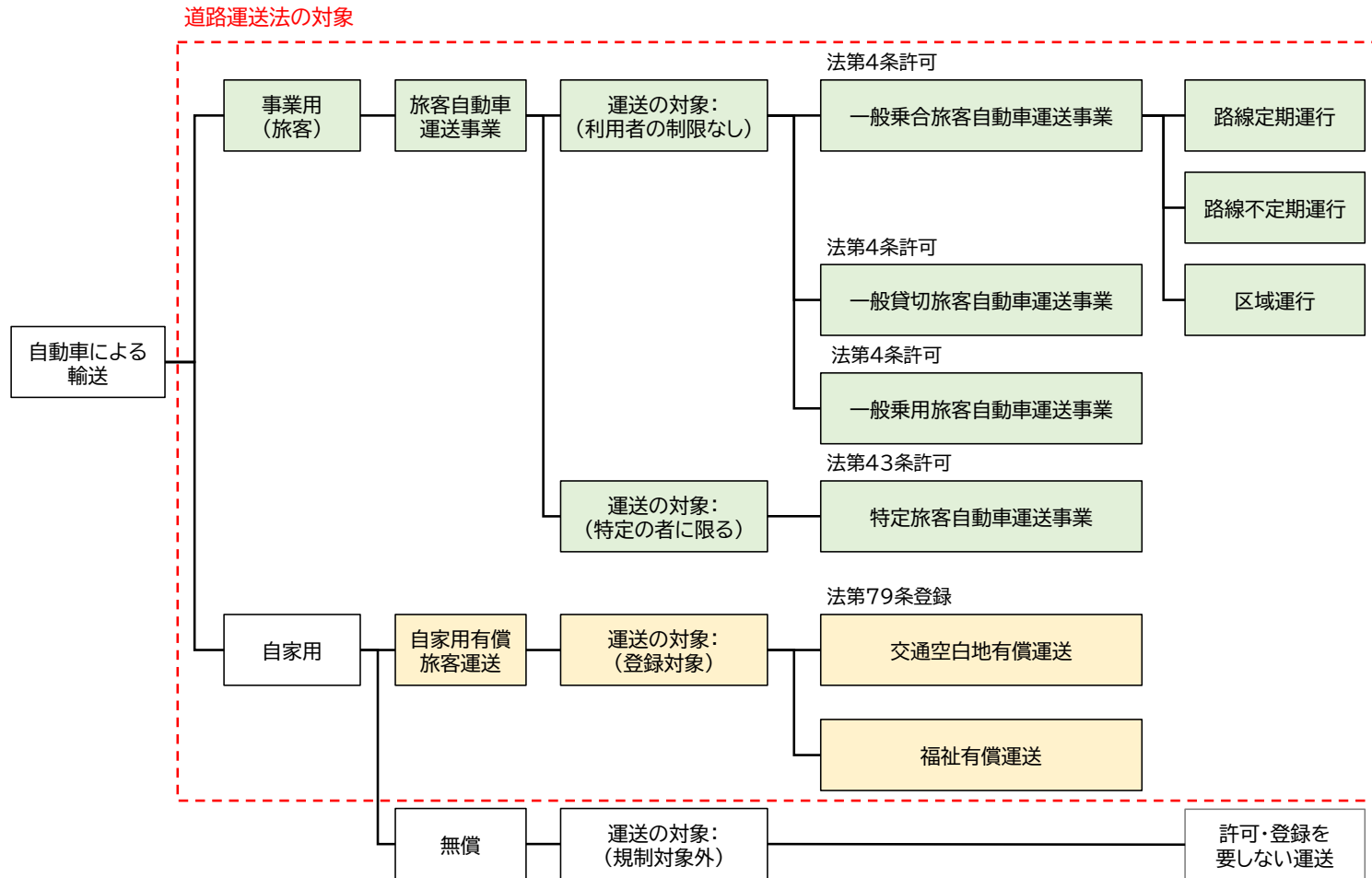
図表 「道路運送法」と「総合事業」を理解するうえでのポイント



出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」  
令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

# 道路運送法に基づく事業区分の全体像

図表 道路運送法における旅客輸送に係る事業区分



## ① ガソリン代等実費

- ガソリン代等実費とは、運送(前後の回送を含む)に必要なガソリン代、有料道路や駐車場を利用した際の料金、保険料、当該運送を行うために発生した車両借料(レンタカー代)であり、これらはこの送迎を行うことではじめて発生した費用であることから、団体や運転手が利用者から受け取ることが可能です。
- なお、この時の保険料とは、「①ボランティア団体等による無償運送行為を対象に提供されている保険」と「②レンタカーの借り受けに伴って加入する一時的な保険」が対象です(当該車両にもともと掛けられている自賠責保険や任意保険は対象外です)。
- 重要なポイントは、これらが「この送迎が行われなかった場合には、発生しなかったことが明らか」な費用であることです。この送迎を行うことではじめて発生した費用であれば、その送迎を利用した利用者から受け取ることが可能になります。
- したがって、例えば、介護施設や幼稚園、自治会等が使用する車両が「主として送迎を要する利用者のためだけに購入・維持されている場合」(専用車両の場合)は、実費の範囲に「車両償却費」、「車検料・保険料(自賠責保険・任意保険)」等の車両維持費を含めても問題ありません。
- 一方で、例えばボランティアが保有するマイカーを使ってボランティア送迎を行う場合には、車両償却費や車検料、保険料(自賠責保険・任意保険)等の車両維持費は、利用者から受け取っても良い「ガソリン代等実費」には含まれません。

## ② 任意の謝礼

- 運送の提供者が金銭の支払いを求めず、利用者から「謝礼」として金銭等が支払われたとしても、社会通念上常識的な範囲での「謝礼」であれば、有償運送には当たりません。
- ただし、運送を提供する者があらかじめ運賃表などを用意し、それに従って利用者が金銭等を支払う場合は、自発的とはいえ、任意の謝礼とはみなされません。
- また、ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介する・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により利用者を選別するなどの取り扱いをする場合は、任意の謝礼とはみなされません。

## ③ 施設等の送迎(デイサービスや通いの場など)

- 目的地であるデイサービスや通いの場等の運営団体が、当該施設等への送迎を一体的に行う場合、デイサービスや通いの場等の利用料を利用者から受け取ることは問題ありません。
- また、利用者間の公平性を図る観点から、送迎の利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で利用料に差を設けても問題ありません。
- また、利用者の依頼・要望に応じて、送迎途中で商店等に立ち寄っても問題ありません。

## ④ 生活支援サービスなどとの一体的な運送

- ここでの「生活支援サービスなどとの一体的な運送」には、2つのタイプがあります。
- 1つ目は、ゴミ出しや庭の草取りなど、様々な生活支援サービスを提供するボランティア団体等において、そのサービスの1つとして送迎が位置づけられており、他の生活支援サービスと一律の料金体系である場合です。
- 一律の料金体系とは、例えば1回あたり●●円や1時間あたり▲▲円といったものです。なお、生活支援サービスの利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、「送迎を行うボランティアの自宅と利用者の自宅の間の移動時間」、「利用者の自宅から目的地までの移動時間」も対象に含めて問題ありません。
- 2つ目は、例えば提供する生活支援サービスが「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」のみであるボランティア団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合です。
- この場合は、「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」が有料であったとしても、車両を使用した送迎部分に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。
- また、これら2つのタイプにおいて、「①ガソリン代等実費」を追加で受け取ることも可能です。
- ただし、どちらのタイプでも、実態として送迎のみを行っている場合は、タクシーと同じであり、受け取っているお金は送迎部分に特定した反対給付と見なされ、許可・登録が必要になります。



## ⑤ 国・地方公共団体からの補助金など(第三者からの給付)

- 運送主体が「利用者以外から收受するもの」については、原則として「運送サービスの提供に対する反対給付」とは見なされず、許可・登録は不要です。
- 例として、国・地方公共団体が運送サービスを行うボランティア団体に対し、団体の職員(運転のみを行う職員及び運転・その他の業務も行う職員を含む)の人件費などに充てるものとして、団体の運営に要する費用の補助金を支出したとしても、許可・登録は不要です(なお、介護保険における通院等乗降介助についても、運送は介護報酬の対象外であるため同様の取り扱いとなる)。
- 運送主体が運送サービスのみを提供する団体等であったとしても問題ありません。
- なお、「①ガソリン代等実費」に該当する費用が、国・地方公共団体から補助されている場合は、仮に「①ガソリン代等実費」の範囲であったとしても、補助金を受け取っている費用と重複した費用を利用者から受け取ることは不適切といえます。
- また、当該運送サービスの提供を受ける利用者に対し、国・地方公共団体が運送利用券を直接又は間接的に給付する場合(利用者に対してタクシー券を配布する、利用料を補助する場合など)は、許可・登録が必要になります。
- なお、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、運送主体は国・地方公共団体となるため、「第三者からの給付」には該当しません(委託の場合は、例えば「⑨ 運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬」などを参照)。
- 国・地方公共団体の補助以外にも、第三者からの給付の例として、個々の運送行為と紐づかない寄付金・協賛金についても同様の取り扱いとなります。

## ⑥ 自治会等の会費

- 市町村社会福祉協議会、地区社会福祉協議会・自治会・町内会・まちづくり協議会・マンション管理組合・老人クラブ等の地縁団体等が、会の運営経費全般に充てることを目的に受け取る会費については、その一部が送迎に係る経費に使用されたとしても問題ありません。
- 会費で車両を調達することや、会費から当該サービスを提供するための運転手に対して報酬を支払うことも可能です。
- また、会員間の公平性を図る観点から、運送サービスの利用の有無によって、「①ガソリン代等実費」の範囲で会費に差を設けても問題ありません。
- ただし、「⑤国・地方公共団体からの補助金など」とは異なり、運送に要する費用は、第三者からの給付ではなく、運送サービスの利用者を含む会員から会費として徴収するものであることから、運送サービスを提供する団体等が「実質的に運送サービスのみを提供する団体等であるとみ見なされる場合」は、許可・登録が必要になります。
- ただし、その場合においても、「①ガソリン代等実費」の範囲での会費の徴収であれば、許可・登録は不要です。

## ⑦ NPO法人等が同法人の管理下にある運転手に支払う報酬

- NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下にある運転手(職員、登録ボランティア等)が第三者を無償で運送し、当該業務を遂行したことに対して報酬が支払われたとしても、許可・登録は不要です。
- また、社会福祉法人等の運転手が、NPO法人等からの指示に応じて、NPO法人等の管理下で運送に協力する場合も同様です。
- NPO法人等から運転手へ支払われる謝礼・報酬の額等については、運送主体であるNPO法人等が自由に設定することができます。
- なお、仮に「①ガソリン代等実費」を超える額をNPO法人等が運転手に支払うとすれば、それはこの運送が「⑤国・地方公共団体からの補助金など」などを受けて実施されている場合や、当該NPO法人等が運送以外の活動で収益を得ている場合などが想定されます。

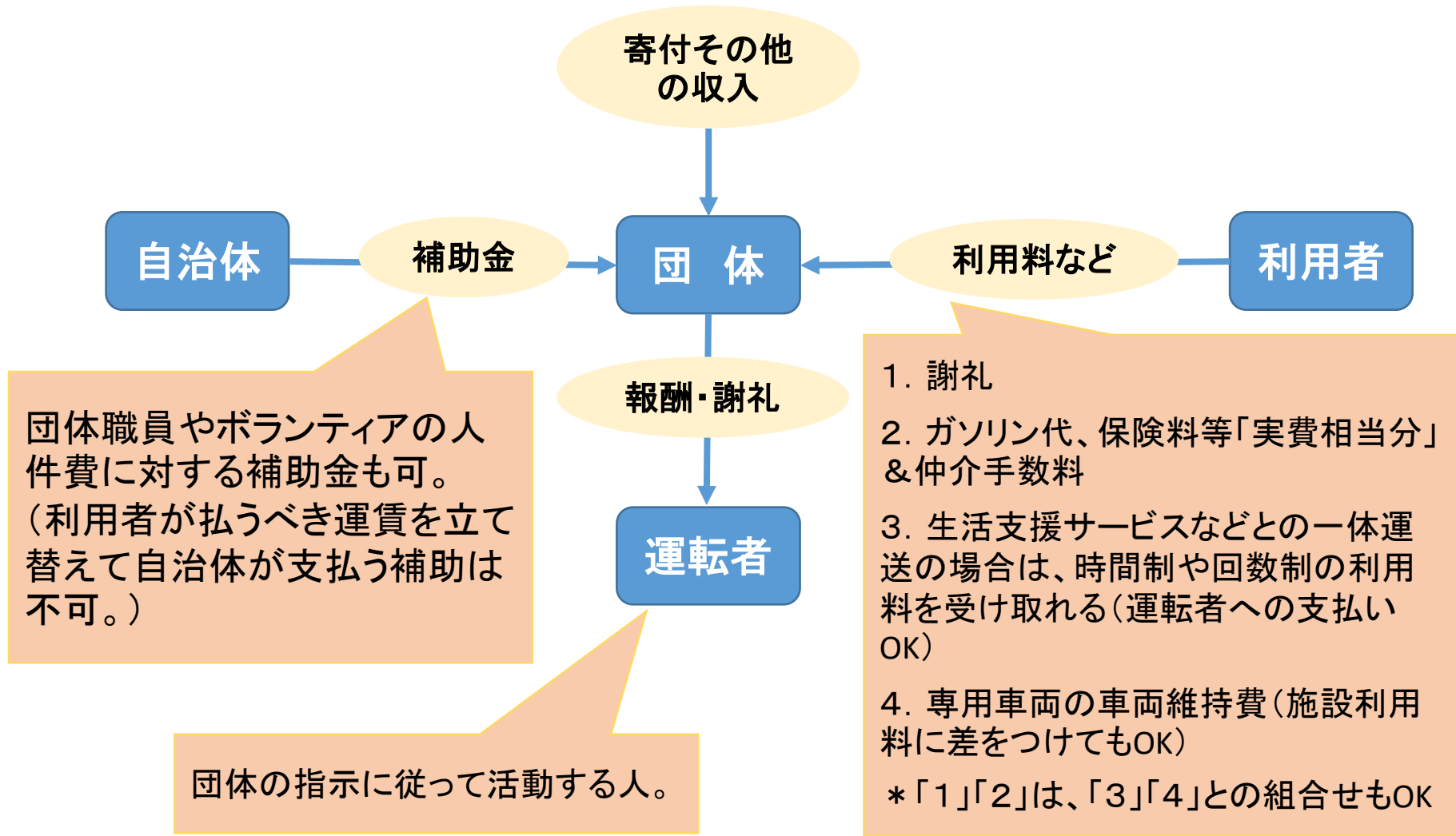
## ⑧ 仲介手数料

- 利用者と運転手の仲介を行う者は、運送サービスの仲介を依頼した者(利用者及び運転手)から仲介手数料を受け取ることが可能です。
- また、仲介者が「①ガソリン代等実費」と「②任意の謝礼」を代行受領し、運転手に支払うことは問題ありませんが、仲介者が受け取った仲介手数料と合わせて、「①ガソリン代等実費」と「②任意の謝礼」を超える範囲で、運転手に還流することはできません。

## ⑨ 運転役務の委託者から、運転役務の提供者に対して支払われる報酬

- 利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転手に対して報酬が支払われたとしても、それは運転役務の提供に対する報酬であって運送の対価ではないため、許可・登録は不要です。
- ただし、運送の態様又は対象となる旅客の範囲によっては、自動車運行代行業、人材派遣業等とみなされる場合があるため注意が必要です。
- また、運転手の所有する自動車ではないため、事故の際のトラブルなどに注意することも必要です。
- なお、車両提供者が運転役務提供者に運転をさせて、第三者である利用者の運送を行う場合は、車両提供者が自己の負担で運転役務提供者に報酬を支払うことは可能ですが、車両提供者が利用者から收受可能な金銭は「①ガソリン代等実費」の範囲になります。
- 例えば、国・地方公共団体がボランティア団体等に運送を委託する場合は、地方公共団体が所有、もしくはリースした車両をボランティア団体等に貸し出し、その運転役務の提供をボランティア団体に委託し、報酬等を支払うこととなります。

道路運送法上の許可・登録を要しない運送の場合  
(参考) 利用者から受け取れるお金 & ボランティアに渡せるお金の関係



# 総合事業で補助できる経費について

	訪問D		通所B・C/ 一般介護予防事業	訪問B	一般介護予防事業 (補助の場合)
	類型①	類型②	類型③	類型④	類型⑤
	通院・買い物等の移動 支援や送迎前後の生 活支援	通所型サービス・通い の場の運営主体と別 の主体による送迎	通所型サービス・通い の場の運営主体と同 一の主体による送迎	生活援助等と一体的 に提供される送迎	通院・買い物等をする 場合における、一般介 護予防事業による送 迎
ボランティア 奨励金 ※1	○	○	○	○	×
ガソリン代等 実費	○	○	○	○	○
自動車保険の 保険料 ※2	○	○	○	○	○
活動用の保険の 保険料 ※3	○	○	○	○	○
車両維持・ 購入費	○	○	○	○	○
コーディネーター 人件費	○	○	○	○	○
家賃・通信費	○	○	○	○	○

※1 ボランティア活動に対する奨励金(謝礼金)

※2 「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」

※3 自動車に乗車していない、乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険

(サービス・活動Aとして、実施に係る費用全額を市町村が委託費として団体等に支払い実施することも可能)

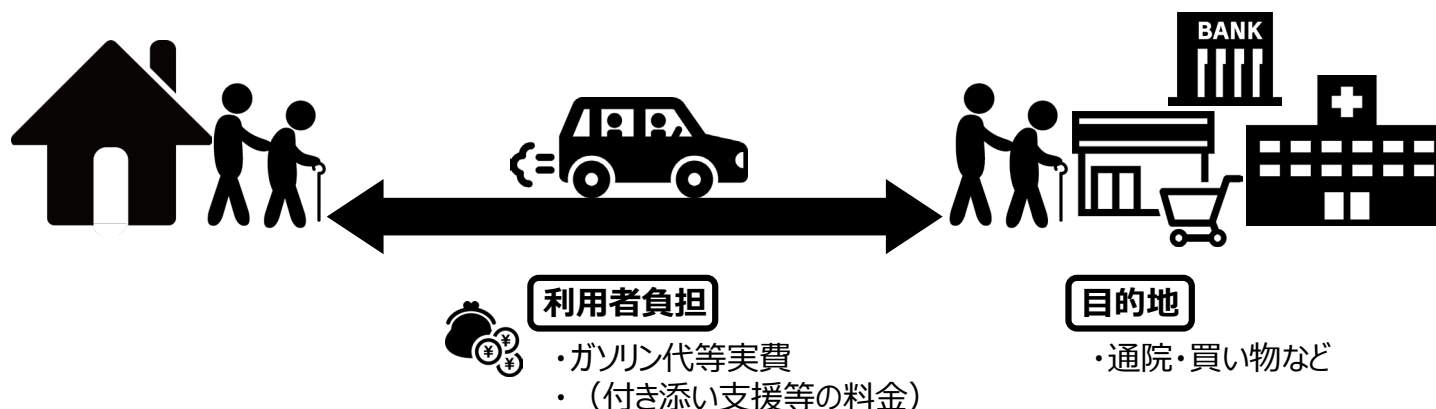
# 類型①:通院・買い物等をする場合における送迎前後の付き添い支援 (訪問D)

## 【特徴】

- 移動支援や送迎前後の生活支援を行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まり、医療機関への通院のほか、買い物等を支援することも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

## 【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、「ガソリン代等実費」のみであれば、利用者から受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



## 類型②：通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎 (訪問D)

主に総合事業

### 【特徴】

- 通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」までの送迎を、「通所型サービス・通いの場の運営主体とは別の主体」が行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、その送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

### 【利用者負担(道路運送法上)】

- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。





# 類型③：通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎 (通所B・C/一般介護予防)

主に総合事業

## 【特徴】

- 「通いの場」等の運営主体が、送迎も一体的に行うものです。
- 目的地は、総合事業の通所型サービスや一般介護予防事業の「通いの場」ですが、送迎の前後で買い物等に寄ることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

## 【利用者負担(道路運送法上)】

- 通いの場等の利用者からは、通いの場等の利用料金を受け取ることができます。さらに、送迎の有無によって、ガソリン代等実費の範囲で利用料金に差を付けることも可能です。
- 利用者ごとに、送迎の利用の有無で、通いの場等の利用料金の合計(通いの場等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることとなりますが、問題ありません。



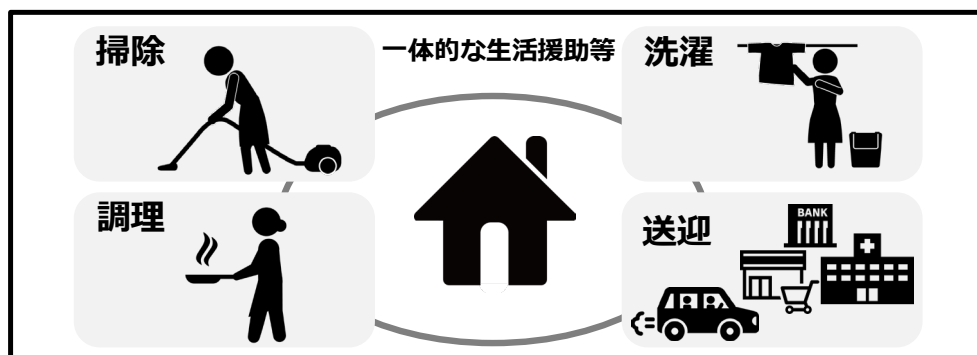
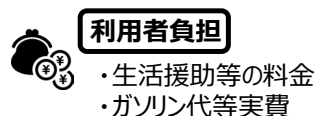
## 類型④：生活援助等と一体的に提供される送迎 (訪問B)

### 【特徴】

- 様々な生活援助等を行う団体等が、その1つとして送迎を一体的に行うものです。
- 目的地は、介護予防ケアマネジメント等により決まります。生活援助等の範囲内であれば、通院のみでなく買い物等において支援をすることも可能です。
- 要支援者等を対象としますが、その他の対象者に対する活動が、事業の目的を達成するための付随的な活動と判断する場合は、対象者数の割合によらず、対象経費の一部を定額補助することが可能です。

### 【利用者負担(道路運送法上)】

- 利用者からは、一律の生活援助等の利用料金を受け取ることができます。さらに送迎の場合は、ガソリン代等実費を追加で受け取ることも可能です。その他の生活援助と送迎の間で、利用料金の合計(生活援助等の利用料金+ガソリン代等実費)に差が生じることになりますが、問題ありません。
- なお、生活援助等の利用料金を300円/30分などとした場合、送迎の前後の付き添い支援の時間のみでなく、送迎を行うボランティアの自宅から利用者の自宅の間の移動時間、利用者の自宅から目的地までの移動時間を対象に含めることが可能です。



- ※ すべての生活援助等を、同じ人が提供する必要はない。
- ※ 実質的に送迎しか行っていないと判断された場合は、「生活援助等の料金」を「送迎の対価」と見なされる可能性があり、その場合は道路運送法に基づく「許可又は登録」が必要となる。

## ■ 「地域づくり組織」が、一括交付金を受けて様々な地域活動を展開

- 名張市では、従来の区長制度を廃止（平成21年～）し、小学校圏域ごとに15の「地域づくり組織（まちづくり協議会）」を設置（平成17年～）した。そして、「地域づくり組織」が地域課題を解決するために行う活動を支援するため、使途が自由な「ゆめづくり地域交付金」を一括交付している。
- 一括交付金（ゆめづくり地域交付金）は、市全体で約1億円であり、15地域あることから1地域あたりでは平均700万円程度（人口は平均で5,000人程度）となっています。また、それとは別に、地域づくり組織を指定管理者として、市民センターの管理運営委託をしている（合計で約1億円）。
- 総合事業の開始により、交付金のうち生活支援の一部又はすべてを総合事業の訪問Bの補助に切り替えている。










## ■ 訪問Bについて要支援者等が一人以上いれば定額補助とするなど、地域の柔軟な活動を支援

- 名張市の訪問Bの補助は、各地域の活動に係る固定費を対象とした補助であり、利用する人数等に応じて変動しないことから、利用者が要支援者等であるか、その他の高齢者・障害者等であるかに関わらず、補助額を一定としている。
- これにより、地域の負担も軽減することができるとともに、一括交付金と同じく、総合事業の補助においても地域の実情に応じた柔軟な活動を支援することができる枠組みとしている点が特徴である。（ただし、1地域の中で要支援者・事業対象者が最低1名いることが条件となっている）。

## ■ 外出支援は7地域で実施されており、合計で年間23,000件以上の利用

- 現在(2022年)、日常生活の困りごとなどを対象とした生活支援が11地域で取り組まれており、そのうち移動が困難な方を対象とした外出支援事業は7地域で実施されている。
- 生活支援を行う場合は40万円、外出支援を行う場合は追加で110万円(車両の購入・リース可)を補助(年間)している。外出支援の利用(令和2年度実績)は、23,000件以上にのぼる。

地域名	地域づくり組織内の当該事業 実施組織名	事業開始年月	令和2年度 実績	
すずらん台	すずらん台ライフサポートクラブ	 H20.4	生活支援 116件	外出支援 4266件
青蓮寺・百合が丘	生活支援ボランティア「ポバイ」	 H23.4	44件	3556件
名張	隠おたがいさん	 H23.7	387件	651件
つつじが丘・春日丘	特定非営利活動法人 生活支援 つつじ・春日丘	 H23.11	347件	13024件
比奈知	助っ人の会	H25.4	74件	
桔梗が丘	桔梗が丘お助けセンター	 H27.4	42件	1018件
美旗	はたっこサポート運営審議会	H28.4	74件	
薦原	コモコモサポート	H29.8	36件	
赤目	あんしんねつと赤目	 H30.6	48件	1041件
川西・梅が丘	ちよい・すけ	 H31.4	47件	165件
国津	ささえあいネットくにつ	R3.5		

(名張市資料)

- 一人一回当たり輸送コストは、110万円/地域×7地域÷23,000件＝約335円/件である。

## ■ 「まちの保健室」や「介護事業者」などとの連携による、ニーズの把握

- 名張市では、直営の地域包括支援センターが1カ所あり、15の小学校圏域ごとにランチである「まちの保健室」が設置されている。「まちの保健室」は、高齢者に限らず、地域における「丸ごと」の相談支援体制の核として機能している(現在は、重層的支援体制整備事業を活用)。
- 「地域づくり組織」の事務所には多くの場合「まちの保健室」が併設されており、「まちの保健室」によせられた困りごとの相談について、簡易な場合は「地域づくり組織」を紹介、必要な場合は地域包括支援センターやケアマネジャー、その他の関係機関につなぐなど、課題整理と円滑な橋渡しが行われている。
- また、「地域づくり組織」と「介護事業者」との連絡会を設けている地域もあるなど、地域の困りごとを抱えた人に関する情報を共有し、適切な支援につなげる体制が構築されている。

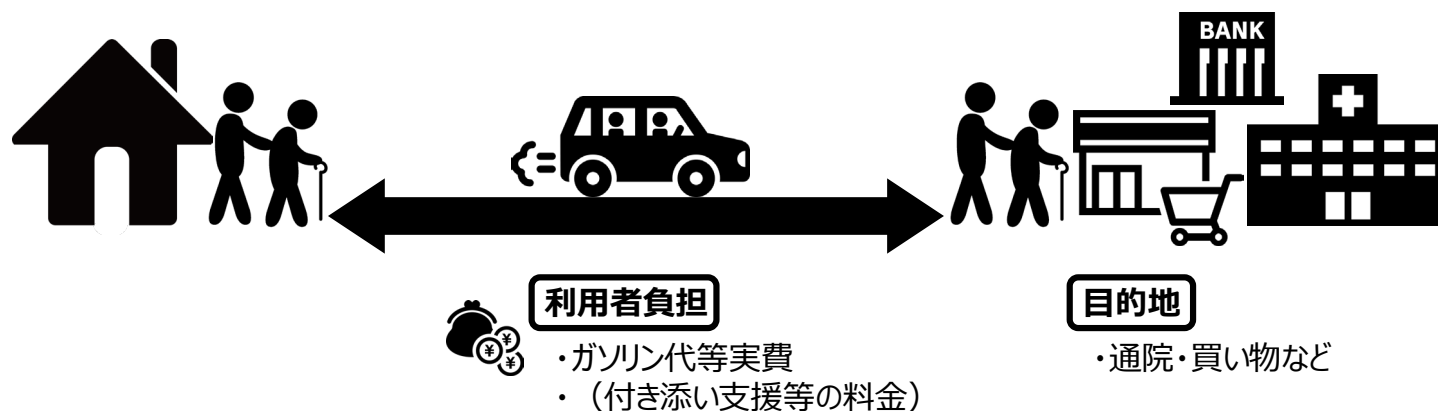
## 類型⑤：通院・買い物等をする場合における、一般介護予防事業による送迎 (一般介護予防事業)

### 【特徴】

- 一般介護予防事業(地域介護予防活動支援事業)であり、65歳以上の高齢者が担い手(運転者や添乗者、参加者等)として行う取組を支援するものです。
- 目的地は、市町村の判断によりますが、医療機関への通院や買い物等の送迎を行うことも可能です。
- 対象者は要支援者等に限定されません。

### 【利用者負担(道路運送法上)】

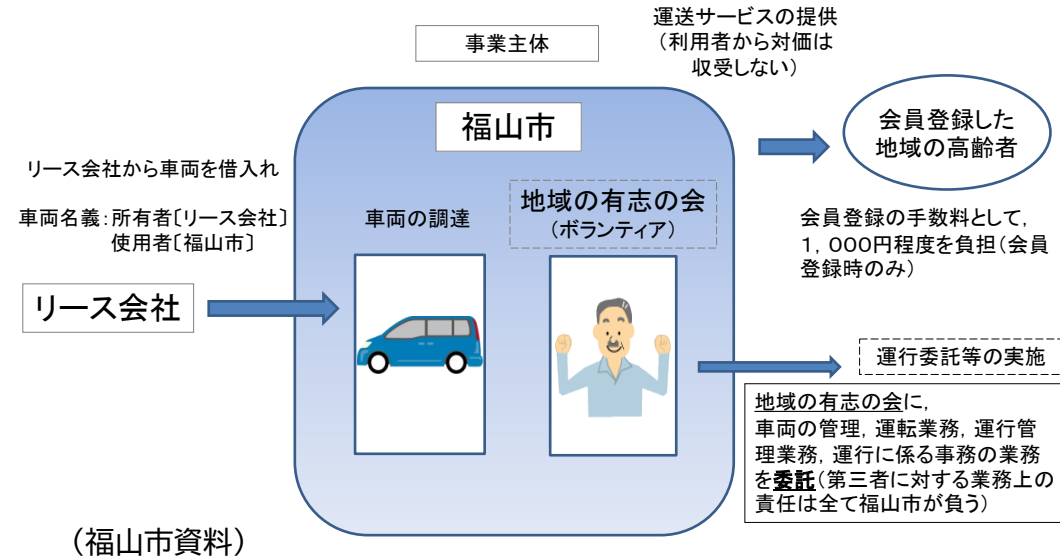
- 「許可・登録不要の運送」として行う場合は、送迎の利用者から「ガソリン代等実費」のみであれば、受け取ることが可能です。
- また、例えば「病院内や買い物施設内などにおける付き添い支援」を提供する団体等において、車両を使用した送迎があくまでそれに付随して行われるものである場合、その支援・サービスが有料であったとしても、移動支援に特定した反対給付がない場合は、許可・登録は不要です。



■ 市が車両をリースし地域に運行を委託  
(一般介護予防事業)

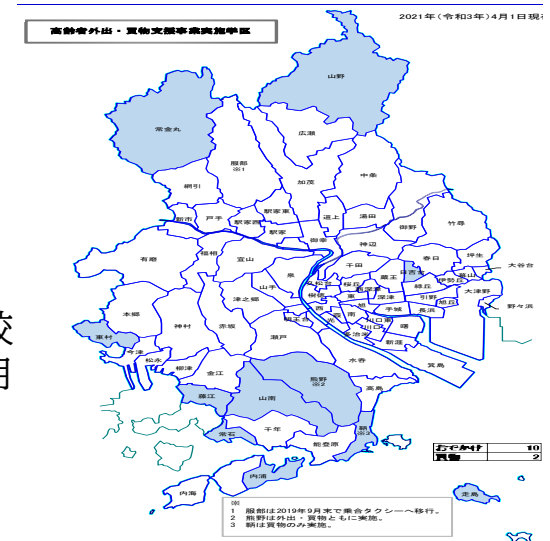
- 福山市が車両をリースし、地域の有志の会(ボランティア)に運行を委託している。
- 委託内容は、車両の管理、運行業務、運行管理業務、運行に係る事務等であり、**事業主体は福山市**となる。**利用者から対価は収受せず**、必要な経費は基本的には全額を委託費で賄っている。
- **リース料と委託料の合計額の上限は年間150万円**であり、例えば**大型の車両をリースした場合は委託料が下がる**など、地域が実情に応じて判断している。

<福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ>



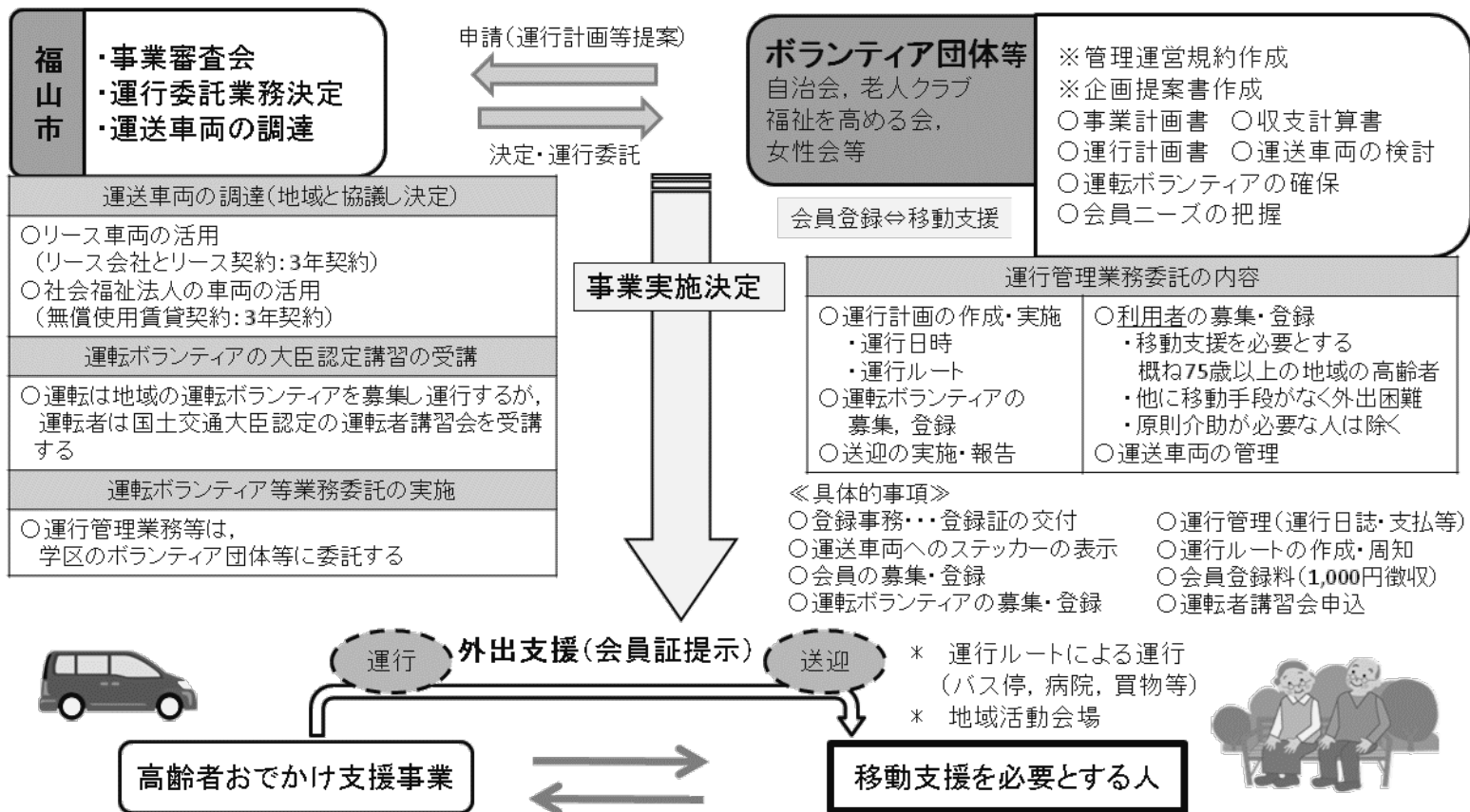
■ バス路線との競合はNGで、地域は高齢者外出支援事業or乗合タクシーを選択(現在は10地域で実施)

- **バス路線との競合がNG**であるため、対象地域は概ね郊外や過疎地となる。
- **路線・ルート案は住民が作成し、福祉部局が交通部局と事前に調整**する。
- 活動は小学校区単位で、**移動支援の範囲は中学校区単位**。移動ニーズが中学校区単位に収まらない場合などは、別途**乗合タクシーを導入**するという**選択肢**も用意されている(乗合タクシーに移行した地域もある)。



■ 市が実施主体も、地域が中心となって活動することが必要

<福山市高齢者外出支援事業の実施イメージ>



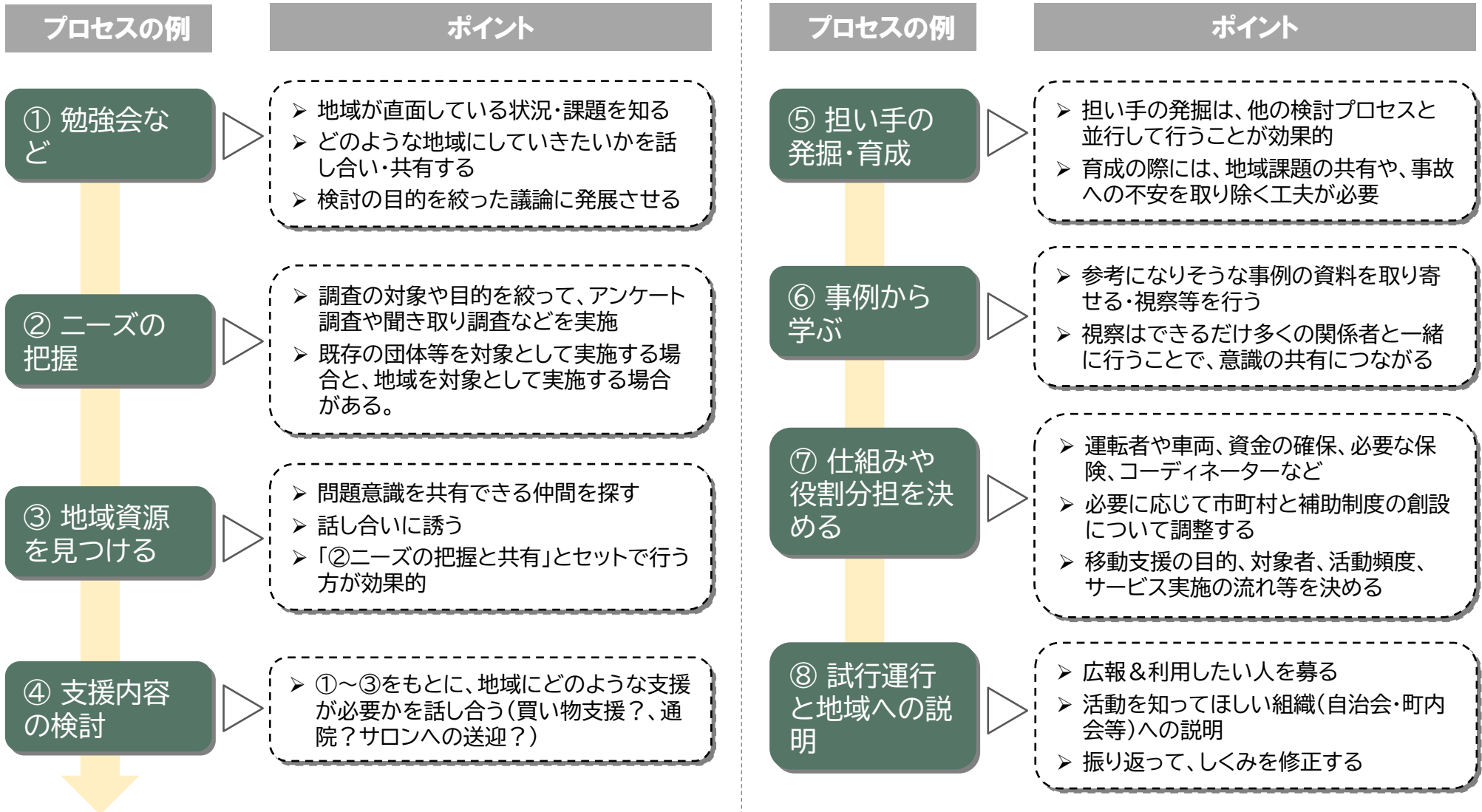
(福山市資料)

---

## Ⅲ. 地域における移動支援の取組の立ち上げプロセス



# 住民主体の移動支援の取組の立ち上げプロセス(例)



■ 町会・自治会単位でのキメの細かい丁寧な議論が、取組の実現に向けた強固な基盤となっている

- 太子町では、生活支援体制整備事業として、平成28年6月より、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会の職員で構成されたチームが、町会・自治会ごとに「地域づくりからの支え合い勉強会」を開催した(計37回開催、約700名が参加)。
- 勉強会では、地域を「知る」、地域のことを「考える」ためのWSを実施するとともに、勉強会に参加した有志から構成される研究会を開催し、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定した。

<地域づくりからの支え合い勉強会の様子>



(太子町資料)

■ 目的意識を持った短期集中の検討場である「円卓会議」が、住民の意見を施策にストレートに反映

- さらに、その具体的な解決策を短期集中で検討する「移動・外出支援」円卓会議を設置し(平成29年7月)、先進事例の視察やモデル実施団体候補の選定、実施要項の作成などを行い、平成29年11月よりモデル事業を実施した。
- 円卓会議では、「補助要綱」や「公用車貸出事業」などの具体的な内容について議論するなど、実際に活動する地域住民の意見をストレートに反映できる仕組みとなっている。

<太子町で活動する3つの会議・勉強会>

名称	頻度	概要
① 地域づくりからの支え合い勉強会	通年	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内に48ある町会・自治会で順番にWSを開催</li> <li>・ 勉強会では「知る」・「考える」の2つを実施</li> <li>・ 研究会(有志)で、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定</li> </ul>
② SASAE 愛 太子	随時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1層協議体の位置付け(町営)</li> <li>・ コアメンバーは約30名。第1層SCは社協に委託</li> <li>・ ①で把握された課題を共有し、③の円卓会議につなげる。</li> </ul>
③ 円卓会議	短期集中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「② SASAE 愛 太子」の中に、課題ごとに設置。共通の課題を抱えるメンバーに、外部から有識者や専門家を加えて構成</li> <li>・ 短期集中的に検討を行い、目標達成後に解散</li> <li>・ 同時に、最大3つまで設置することができる</li> </ul>

行政と連携して『交通5』

～大井地区～



次の課題

- ・自宅から、バス停までが行けない…
- ・地域内にある、郵便局、金融機関、支所（出張所）、駅、コンビニなどに行きたい。

現状の整理

- ・地域内をまわるバスはない
- ・地域内にはタクシー事業者もない
- ・地区社協が実施する訪問型サービスBでは、通院や買い物支援する仕組みがある
- ・地区社協が実施する独自事業で市内中心部までの買い物支援バスを毎月1回運行している



＜課題解決に向けて＞

- ・市内の中山間地には、市役所が実施するデマンド式の車の運行があるけど、それと同じ仕組みって出来ないのかな？
- ・商工政策部（公共交通政策室）に相談しよう！
- ・協議体に来てもらおう！

（萩市資料）

総合事業の移動支援・送迎ではなく、「誰でも利用できる移動手段が欲しい」という意見があったことから、商工観光部（公共交通政策室）が協議体に参加し、自家用有償運送や許可・登録を要しない運送についての勉強会を開催したところ、「萩市コミュニティ交通モデル形成事業」（有償運送の実現に向けた2年間のモデル事業）が誕生

行政と連携して『交通6』

～大井地区～



＜交通の仕組みについて説明＞

\* 公共交通政策室

- ・自家用有償旅客運送や公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の違い
- ・許可・登録を要しない運送の検討（メリットやデメリット）

- ・『萩市コミュニティ交通モデル形成事業』にのりませんか？

① 路線図と時刻表作成からじゃね！

② 定時定路線？デマンド式？

③ ふるさとまつりの送迎車運行と同じような運行が良いんじゃない！

④ でも…、駅にもJFにも寄らんと。

⑤ そうよね… 悩むね… みんなが良いように…



⑥ ここで考えるより、実際に生活支援車を走らせてみたらどうですか？

（萩市資料）



# 1. 「脈のありそうな団体」を探して、集中的にアプローチ

- 既存のボランティア団体等を対象に、ヒアリング調査やアンケート調査を実施。「移動支援・送迎のニーズはないか?」、「何があれば取組を始められるか?」、「総合事業等の枠組みで支援できることはないか?」などの検討を行い取組の創出につなげる。
- まずは、地域内に先進事例をつくり、他の地域への横展開を図る。

## パターン①: 既存の通いの場等において、送迎のニーズはないか?

- ✓ 「送迎がないことで、来られない・来られなくなった人がいる」という経験や、「送迎をしたいと思っていたが、どうしたら良いか分からない」という悩みを抱えている人達を見つける。
- ✓ 団体の中で送迎が難しい場合は、社会福祉法人の協力を得るなど地域資源の活用を模索。
  - ⇒ 類型②: 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎
  - ⇒ 類型③: 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎

## パターン②: 既存の生活援助等を行う団体等は、移動支援のニーズを把握していないか?

- ✓ 日頃、様々な生活援助等を行う中で、移動支援のニーズが多いと感じながら、「制度が複雑でわからない」、「事故が心配」などを理由に一步が踏み出せていない人達を見つける。
  - ⇒ 類型④: 生活援助等と一体的に提供される送迎送迎

## 2. 「既存の移動支援・送迎の取組」を対象にアプローチ

- 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等を含めた地域資源の把握を行い、市町村等が支援することにより「持続可能な活動が可能になる」、「安心・安全につながる」といった支援をすることができないか模索する。

### パターン③: 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等が必要とする支援はないか？

- ✓ 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等も、「不安を抱えながら」活動をしているケースは多い。以下のような不安に対して、「活動の妨げにならないような」支援を模索する。

#### < 既存の移動支援・送迎を行う個人・団体等が抱える不安(例) >

- マイカーを使用していて、送迎中に事故を起こすことが心配。ボランティアが行う移動支援について、どのような保険に入れば良いか？
- マイカーを使用することに慎重なボランティアがいる。車両を用意してもらうことはできないか？
- 運転技術や支援の方法に不安がある。講習を実施してもらえないか？
- このまま取組を持続していけるか不安がある。経費や担い手の確保について、市町村から支援を得られないか？
- どのような料金であれば、利用者からもらうことができるか？

### 3. 地域を対象としたアンケート調査でニーズと担い手を発掘

- 調査自体にも「地域のつながり」を生み出す効果が期待されるため、面接調査の実施や、調査票の配布・回収に係る作業については、町内会の協力などを得ながら実施するなどの工夫が考えられる。
- 調査は「本当に支援を必要としている人」や「本当に支援をしたいと考えている人」などを見つけることが大きな目的であることから、基本的には「① 対象地域の全戸を調査対象とすること」、「② 回収率が下がったとしても記名式の調査とすること」が効果的(※ 地域の実情に応じてご判断ください)。

#### パターン④: 地域を対象としたアンケート調査の実施による、ニーズ等の把握と地域資源のマッチング

- ✓ 「地域の●●%の人がこう思っている」などの地域の「傾向」を知るためのアンケート調査ではなく、「ニーズと担い手を一本釣り」するためのアンケート調査とする場合は、調査後に直接連絡がとれるように連絡先を記載してもらうことを推奨。
- ✓ また、「アンケートを返送してくれない人」が問題を抱えているケースは多いため、できるだけ「訪問配布・訪問回収」とすることが望ましい。
- ✓ 手間のかかる調査であるため、市町村全域ではなく、地域の実情を踏まえながら、まずは特定の地域で実施。

※ 調査票は、「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」、令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株)において、モデル市町の1つ栃木県さくら市が作成したもの

#### 重要 喜連川地域のみなさまへ <アンケートのお願い>



市では、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、地域づくりに取り組んでいます。

地域の中で助け合い・支え合いができる安心して暮らせるのではないかと思います。そのためはどうかいろいろかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケートを取ることになりました。

お忙しいかとは思いますが、ご協力いただければ幸いです。これからの自分達のためですので、よろしくお願いたします。(\_)\_

記入後は封筒に入れて封をして、班長さんに提出お願いします。  
班長さんは回収し、4月2日(金)までに区長さんへお届けください。

\*よろしければ回答者の情報を記入して下さい。

性別	① 男	② 女	年齢	歳	お住いの行政区
氏名			電話番号		

個人情報をお返しの目的以外に使用することは一切ありません。守秘義務を遵守します。

◎近所の誰かに現在「手助けをお願いしたいこと」と、近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください。(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方がいれば、家族が手助けできることも一緒に○をつけて下さい)  
(あてはまるものがあれば、いくつでも○をつけてください)

助け合い・支え合い項目	手助けしてほしい	手助けできる
① 見守りや声かけ(安否確認)、日常の話し相手		
② 将棋、碁等のゲームの相手		
③ ゴミ出し		
④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など)		
⑤ 家電製品の設置		
⑥ 草むしりや庭掃除		
⑦ 庭木の剪定		
⑧ 室内の掃除や洗濯		
⑨ 買い物の送迎や代行		
⑩ 通院の送迎や付き添い		
⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく)		
⑫ その他( )		
⑬ 特に無し		

<裏面もありますので、よろしくお願いたします>

< 研修受講者の募集方法について >

■ 介護保険の被保険者証の送付等に合わせて  
担い手育成講習会を案内

- 65歳を迎えた市民の誕生日に送付する介護保険被保険者証や、65歳以上の人に送る介護保険料額の決定通知(6~7月)などを送付する際に、「ヘルパー研修」や「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」等の日程一覧表を同封している。
- これは、地域活動に興味を持っていると思われる、65歳以上の方々をターゲットにした担い手募集の取組であり、同封した日程一覧表をみて問い合わせをしてきた方を対象に、個別のチラシを送付している。

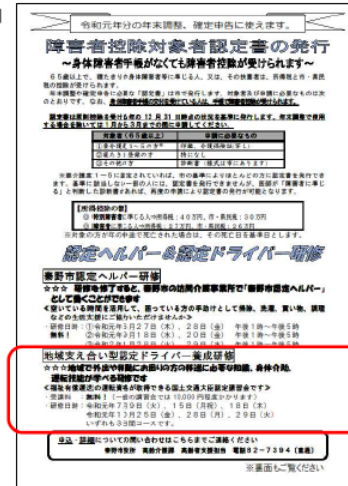
■ 地域支え合い型認定ドライバー研修の実施と、  
修了者へのフォローアップ

- 秦野市の「地域支え合い型ドライバー研修」は、3日コースで実施しており、最初の2日間は福祉有償運送の「国土交通大臣認定講習」の内容であり、3日目には「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やGWを実施している。
- なお、認定ドライバー養成講座修了者に対するフォローアップとして、平成30年度から「地域支え合い運転ボランティア活動検討会」を実施している。これは、年に1回実施するもので、「地域の中で地域課題を解決していくこと意識づけ」や「ボランティア活動に対するイメージを付ける」こと、「具体的な活動に向けた検討」を行うことを目的としている。

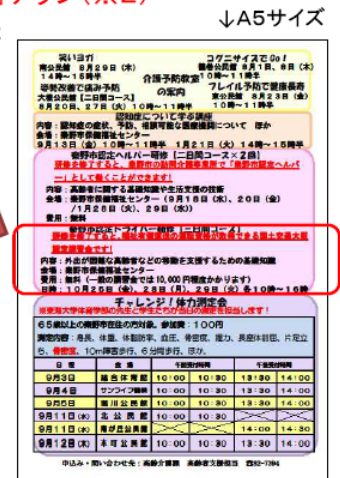
周知方法

- 広報はだの、秦野市ホームページへ掲載
- チラシの設置(市内公共施設)
- 介護保険料決定通知(※1)
- 65歳到達者へ送付する介護保険証の同封チラシ(※2)

※1



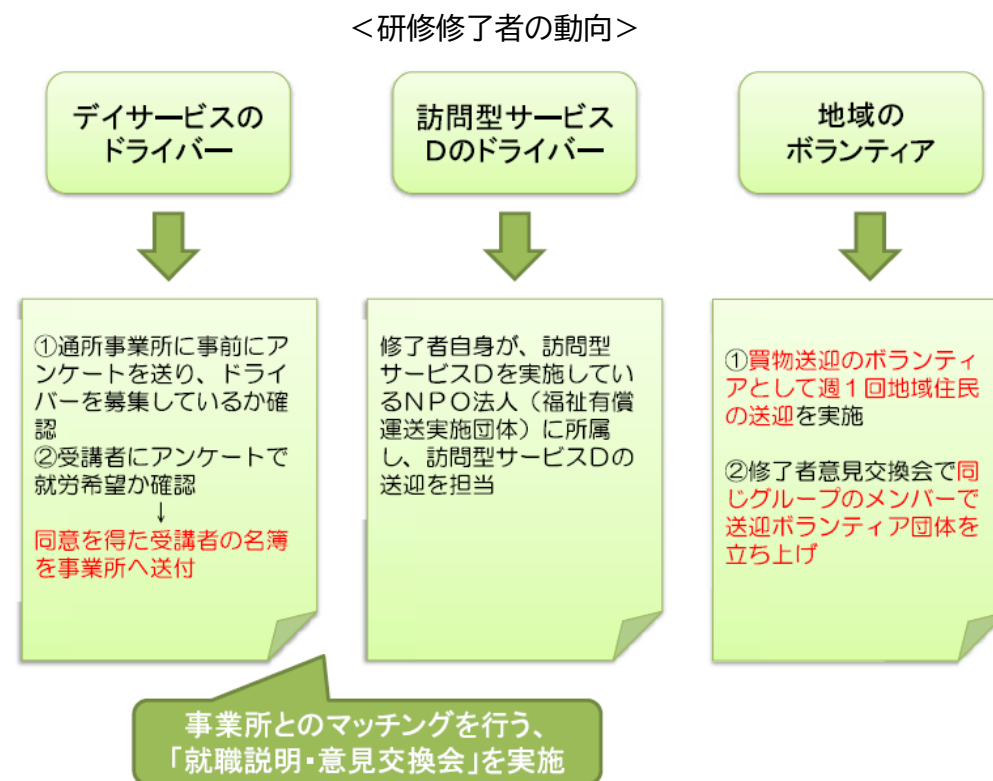
※2



(秦野市資料)

## ■ ドライバー養成研修や活動検討会を通じて、新しい活動団体も立ち上がっている

- 研修修了者について、デイサービスや訪問型サービスDなどの活躍の場を見つけるために、市が事業所とのマッチングを行う「就職説明・意見交換会」を実施している。
- その結果として、研修修了者がデイサービスや訪問型サービスDで活躍する場を得ることにつながっていると同時に、新たに地域のボランティアとして送迎を行う団体を立ち上げた例もみられる。

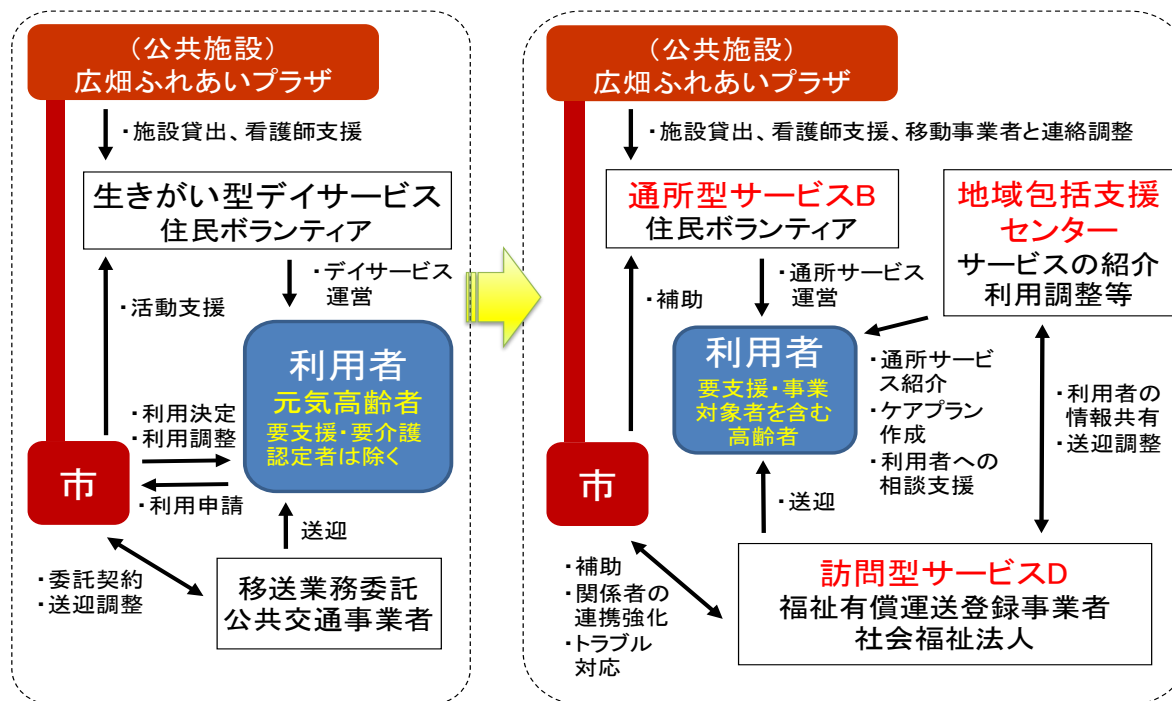




(神奈川県秦野市 続き)

■ 移動支援の主体は、住民ボランティアだけではない

- 「通所型サービスB」への送迎を「訪問型サービスD」として、近隣の福祉有償運送登録事業者へ送迎車両と運転者を提供を依頼。
- 送迎を行うNPO法人は、普段からデイサービスの送迎を行うプロ(福祉有償運送登録事業者でもある)であり、住民も安心して利用することができ、また他の社会福祉法人も車両と運転者の遊休時間帯の活用であったため快諾。
- その後も「通所B+訪問D」の組み合わせを普及させていき、複数か所で通所型サービスBで同様の仕組みが稼働。



(秦野市資料)